

奈良県告示第二百五十三号

昭和三十九年四月奈良県告示第八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十九日

奈良県知事 山下 真

三中「平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで」を「令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで」に改める。